

役員等の報酬等  
並びに費用に関する規程

社会福祉法人安房広域福社会

社会福祉法人安房広域福祉会役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安房広域福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に規定する理事及び監事をいい、定款第5条に規定する評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、月80時間以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、役員等の職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、宿泊費を含む旅費、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員（月額を得る非常勤役員を除く。）に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員の報酬は、評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員の報酬の額は別表第2に定める額とする。
- (3) 評議員の報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、原則として、職員給与の支給日に支払うものとし、非常勤役員（月額を得る非常勤役員を除く。）及び評議員にあっては、理事会及び評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等の報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員又は理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員又は理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員又は理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用)

第10条 役員等がその職務の執行のため出張した場合は、旅費及び出張に要した費用を弁償する。

2 前項に規定する旅費及び費用弁償は、法人給与規程第24条の規定に準じて支給する。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月の定時評議員会の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人安房広域福祉会費用弁償支給規程は平成29年3月31日をもって廃止する。

別表第1 常勤役員（第4条第1号）

役職名	報酬の額
事務局長兼業務執行理事	月額150,000円

別表第2 非常勤役員（第4条第2号）

役職名	報酬の額
理事長	月額100,000円
理事	日額 10,000円
監事	日額 10,000円

別表第3 評議員（第4条第3号）

役職名	報酬の額
評議員	日額 10,000円